

「第 4 次福岡市子ども総合計画（案）」に関する
市民意見要旨と市の考え方

平成 27 年 2 月
福岡市こども未来局

1. 市民意見募集の結果概要

(1) 実施の目的

福岡市では、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、より市民のニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため、「第4次福岡市子ども総合計画」を策定することとしております。

この計画の策定にあたり、パブリック・コメント手続を行い、広く市民の皆様の意見を募集しました。

(2) 意見募集期間

平成26年11月4日（火）から平成26年12月1日（月）まで

(3) 閲覧場所

こども未来局総務企画課（市役所13階）、情報プラザ（市役所1階）、情報公開室（市役所2階）、各区情報コーナー、各区子育て支援課入部出張所、西部出張所

(4) 意見の提出状況

- ① 提出者数 22人
- ② 意見の件数 91件

(5) 意見の分類

意見の分類	件数
計画全体に関すること（総論部分）	3
目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」	18
目標2「安心して生み育てられる環境づくり」	60
目標3「地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり」	9
その他	1
合計	91

2 パブリック・コメントの市民意見要旨と市の考え方

● 計画総論

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
1	<p>虐待の未然防止の観点から、養育における「身体的・情緒的養育」「教育的・精神的養育」「親としてのあり方」の三要素を、早い時期から親への教育に取り込む必要がある。</p>	<p>子育ての悩みはa. 身体的、情緒的養育に関するもの、b. 教育的・精神的養育に関するもの、それらを統合するc. 親としてのあり方に関するものに大別できる。これらを支える知識や知恵は、過去においては家庭の中で伝承、支援されてきたものと考えられるが、それらの資源、経験、蓄積が失われたことで、多くの母親が孤立し、虐待やネグレクトの基礎構造を形成していると考えられる。</p> <p>ところで充実して欲しい支援の項目では、前述のa、cに該当する要望はあるものの、b. 教育的・精神的養育に関するものは見当たらない。「しつけ」は私的なもので、公的な問題ではない、という意識が垣間見える。ここに虐待が入りこむ隙間があるのではないか。養育におけるこれらの三要素は、虐待の未然防止の観点から、早い時期から教育に取り込まれる必要がある。</p>	<p>子どもへの教育的・精神的養育についても含め、親が子育てを行う上で必要な知識や知恵を得ることができるよう、乳幼児健診や母子保健訪問などの機会や、各種の相談窓口、ティーンエイジャー向けの教室などを通じて、啓発や助言に努めていく。</p>
2	<p>子どもの権利の確立には、男女平等政策の推進が必要という視点が不十分。DVと児童虐待の関連性、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援の課題は男女平等の観点からのアプローチなしには解決できない。</p>	<p>「福岡市男女共同参画を推進する条例」の基本理念や現在実施中の第2次基本計画との連携が大変重要だと考えている。全体的に男女平等政策の推進がなければ、子どもの権利の確立は困難であるという視点が不十分だと思う。ドメスティック・バイオレンス（DV）と児童虐待の関連性、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援の課題に着目すれば、「男女平等」「性別役割分担の解消」の観点からのアプローチなしには課題の解決はできないと思う。</p>	<p>男女平等意識の浸透や固定的性別役割分担意識の解消については、男女共同参画基本計画（第2次）に基づき、男女共同参画についての啓発事業や学習機会の提供、情報発信等を行い、取り組んでいるところです。また、男女共同参画基本計画の一部をDV基本計画と位置づけており、DV被害者の子どもの支援等を行っております。</p> <p>今後も男女共同参画の推進と子どもの権利の確立については、担当部署間の連携を密にして取り組んでまいります。</p>
3	<p>「めざすまちの姿」の文言を修正してもらいたい。</p>	<p>「めざすまちの姿」の2項目の○の内容を補足し、“それぞれの家庭が”を“女性が出産によって仕事を中断することなく”に変更してもらいたい。</p>	<p>女性が出産によって仕事を中断することなく働き続けることができる環境をつくることは、安心して子どもを生み育てられる社会をつくる上で非常に重要であると認識しております。そうした環境を実現するため、教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進など、多方面からの取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、ご意見の箇所につきましては、保育サービス等を利用しながら働き続ける女性はもちろん、家庭内で子どもを養育している女性までも含めたすべての家庭を対象として捉え記載しているものでございますので、どうかご理解くださいますようお願いいたします。</p>

●目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり

1 子どもに関する相談・支援体制の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
4	こども総合相談センター等の体制強化が必要である。 （専門性を持った職員の増員）	こども総合センターの充実は非常に重要な課題だと感じている。センターの職員はいつも子どもたちの最善の利益のため、いつも迅速かつ注意深く多岐にわたり努力されているように見受けられる。その献身さには頭が下がると同時に、一人の職員が抱えるケースの多さや問題の大きさは、傍で見ても適正な量とは言えない膨大なもののようにも感じる。一人でも多くの専門性をもった職員の増員を心から願っている。	相談体制強化については非常に重要だと認識しており、総合計画にも盛り込んでおります。職員体制につきましても、ひきつづき強化を図ってまいります。
5	こども総合相談センター等の体制強化が必要である。 （児童相談所等の大幅な人員増、施設増）	児童相談所等対応する施設の役割は大きく、機能充実のための大幅な人員増、施設増が必要だと思う。	相談体制強化については非常に重要だと認識しており、総合計画にも盛り込んでおります。職員体制につきましても、ひきつづき強化を図ってまいります。
6	会議で情報を共有するだけでなく、連携を調整・管理する強力なポジションが必要である。	区役所・地域、学校における相談・支援体制の充実について、「連携」という言葉が多用されているが、具体性に乏しい。会議で情報を共有するだけで連携になるのか。連携する当事者が、課題を確認し、それぞれの役割と目標を達成して連携になるのではないか。佐世保の事件ではないが、それぞれの部署の責任が果たされるように、連携を調整しスーパーバイズする強力なポジションの必要を感じる。	区役所・地域、学校をはじめ、子どもに関係する福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童支援地域協議会」では、支援を要する子どもや家庭に関する支援方針を共有し、どの機関がどう対応するかを明確にして支援を行っています。同協議会にはこども総合相談センターも加わっており、各機関が行っている支援の方向性については、子どもや家庭の養育状況の変化を踏まえ適切なものとなるよう、区役所で調整、進行管理を行っているところですが、区役所職員の専門性をさらに強化するよう努めてまいります。

2 児童虐待防止対策

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
7	児童虐待防止のため、乳幼児健診等に出てこない母子を引き出すためのインセンティブが必要ではないか。	未然防止について、重篤な虐待事例の多くが乳幼児健診などを受けていない母親によることを考えると、相談や乳幼児健診に母親が出てくることを前提とした対策では、危機的な母子を救い得ない。出てこない母子を引き出すためのインセンティブが必要なのではないか。	乳幼児健診の必要性を伝える受診勧奨を妊産婦訪問等の機会に行うとともに、未受診の方に対しては、手紙や電話で連絡し、さらに校区担当の保健師が訪問を行うなど、受診勧奨や子どもの発育・発達の確認、母親の育児相談等を実施し、児童虐待の未然防止という観点からも養育環境の把握と支援に努めております。

8	児童虐待の早期発見について、NPO等民間の手法、力を活用すべきである。	早期発見について、諸機関の「これまで以上に連携」としているが、具体性がない。施設や学校で活動しているNPOにじいるCAPの報告では、少なくとも学級に1～2人の比率で虐待やネグレクトが疑われる児童が存在するといわれる。このような民間の手法、力を活用すべきではないのか。	虐待対応に取り組んでいる民間団体とも連携し、虐待の早期発見や、虐待防止に向けた広報・啓発活動をはじめ、様々な取り組みを行っており、今後とも効果的な連携について研究してまいります。
9	「要保護児童支援地域協議会」について、福岡市里親会を構成員に加えるべきではないか。	関係機関などとの連携による支援について、市および区の「要保護児童支援地域協議会」について、福岡市里親会はその構成員になっていない。どこまでかかわれるか里親会の力量の問題はあるが、家庭的養護の当事者である里親会を構成員にするべきではないか。	福岡市里親会は、平成26年から福岡市要保護児童支援地域協議会に加入しています。
10	児童虐待の再発防止について、中高生の段階からの教育が必要である。	再発防止について、ペアレンティングトレーニングに取り組むのは評価するが、虐待が起こってからでは遅すぎる。計画の位置づけで教育計画との連携が描かれているが、中学生、高校生の段階からペアレンティングトレーニングを含めた「生命を育む教育」（偏狭な性教育ではなく）が実施されるべきではないのか。	学校教育におきましては、道徳において「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」、技術・家庭科において「家族・家庭と子どもの成長」の内容で家族との関わりや、家族関係をよりよくする方法を学習しています。 また、目標1の5（1）「思春期の保健・健康教育の充実」に挙げておりますように、各区保健福祉センターの医師や助産師が、小学生～大学生やその保護者を対象に、母子保健の観点から正しい性知識、生命の尊さを学ぶことで、母性・父性の健全育成を図ることを目的とした「ティーンエイジャー教室」を実施しております。

3 社会的養護体制の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
11	里親への支援の強化が必要である。（研修など細やかな支援の強化）	里親は支援が必要な存在であると同時に、子どもたちを健やかに育てていくといった意味においては、行政とはチームであり、ともに子どもの一番傍らにいる重要な支援者である。里親が支援者として力をつけ養育力をあげることは、子どもの最善の利益を守り、また子どもの健全育成にもつながる。そのためには、研修などを里親の力量、方向性に応じ、細やかに系列だて、強化していくことが重要なのではないかと。またそれを明示していただけたらと思う。	里親の種別や経験年数に応じた研修は必要であり、今後、子ども家庭支援センターの協力も得ながら、系統的・計画的な研修の実施を検討してまいります。
12	里親への支援の強化が必要である。（「里親支援専門相談員」の位置づけや、今後里親をどのように支援していくのかの整理が必要）	児童養護施設等に配置されている「里親支援専門相談員」の位置づけがわかりにくいように感じる。里親を今後どのように支援していくのか、整理し明確に提示してもらえればと思う。	里親が里子養育に関する悩み等を相談できる所として、子ども総合相談センターのほかに「里親支援専門相談員」、子ども家庭支援センターなどがあり、内容に応じて相談先を選択できる体制の整備を行う中で、「里親支援専門相談員」の活用についての整理も行っております。

13	<p>里親への支援の強化が必要である。 (「里親支援専門相談員」へのさまざまな人材の登用)</p>	<p>ますますの家庭養護の推進のためには、「里親支援専門相談員」は施設職員のみならず、養育経験を積んだ里親やファミリーホームにこそ、相談員として資質に長けた方がたくさんいるように思う。そういう方にも共に担っていただく必要があるのではないか。</p>	<p>「里親支援専門相談員」とは、児童養護施設及び乳児院が地域の里親及びファミリーホームを支援する機能を担うために、配置される施設職員のことです。 養育経験を積んだ里親やファミリーホームの方は、「里親会」「里親サロン」において、「ピアサポーター」としてほかの里親の支援を担っていただいております。</p>
14	<p>新規里親の開拓の取組を強化する必要がある。 (より踏み込んだ広報の実施)</p>	<p>里親等委託(家庭養護)の推進について、新規里親の開拓は頭打ちになっている。基本的な原因は、里親家庭や施設を必要とする要保護児童の存在が、切実な問題として市民の目に触れることが無いからではないか。市政だよりでも、新聞でも具体的に表現できる範囲で「A君(〇歳)は、こんな子です。どなたか里親さんになってくれる人はいませんか？」など、より踏み込んだ広報をするべきではないか。</p>	<p>社会的養護を必要とする子どもたちの現状や、里親制度について、市民にもっと知っていただくための広報啓発を検討してまいります。</p>
15	<p>里親への支援の強化が必要である。 (「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の活用)</p>	<p>大分県では、里親を増やすべく、「子ども、子育て支援に関するニーズ調査」に「困った時、子どもを預ける先としての里親という選択があることと、そしてその里親になることが可能かどうか」の項目を入れてもらったと聞いた。ニーズ調査に回答する子どもの保護者は意識が高く、その層に里親の認知度を上げることができたし、潜在的な里親が少なくなることがわかったとの話だった。もちろん、この「潜在的な里親」をいかに里親登録にまで導引するか、その具体策の工夫などは難しいと思うが、今回のニーズ調査には、ぜひこの大分での取り組みを参考にいただき、取り入れていただきたいと願っている。</p>	<p>今回のニーズ調査には、ご指摘の内容を入れる方向で検討します。</p>
16	<p>社会的養護を受けている子どもたちへの支援が必要である。</p>	<p>社会的養護の子どもたちを預かる里親への支援の充実ももちろん必要だが、その社会的養護の子どもたち本人に向けても、支援の充実をはかるという文言を入れることが必要ではないか。</p>	<p>子ども総合計画は、総論の基本理念で、「子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えます」と掲げ、社会的養護が必要な子どもを含む全ての子どもたちの支援をめざしています。 これに基づき、子どもたちへの支援を充実させるための具体的な施策として、社会的養護の最前線に立つ施設の機能強化や里親への支援、さらには自立支援策の充実や権利擁護推進等について記載しております。</p>

17	<p>自立援助ホームを増やすより、里親の措置延長や児童養護施設にその機能を持たせるほうが良い。</p>	<p>自立援助については、自立援助ホームを増やすよりも、里親のところで措置延長するほうが、子どもにとってもストレスが無く、経済的ではないか。仮に自立援助ホームを作るのであれば、小規模化する施設の一部にそのような機能を持たせるほうが、新たな施設を立ち上げるよりは効率が良いのではないか。</p>	<p>児童養護施設や里親等に入所・委託している児童の退所後に自立の力が身に付くように、退所児童等アフターケア事業などで自立に向けた支援を行っており、今後推進してまいります。</p> <p>自立援助ホームとは、20歳未満の義務教育終了児童等で自立を目指す児童を自立援助ホームで生活させながら、日常生活上の援助や就職支援を行い、退所後も相談その他の援助を行うもので、本人から児童相談所長へ申し込むことにより、利用できるものです。福岡市では、こうした自立援助ホームを必要とする児童が相当数存在しているため、増設を計画しています。</p> <p>自立援助ホームの機能を十分に発揮するためには、定められた職員配置基準等を満たす必要がありますが、小規模化する施設の一部に機能を持たせるという方法では、十分でないと考えます。また、自立援助ホームは一般家屋（賃貸を含む）でも実施可能です。</p> <p>なお、措置延長は、18歳以前から入所または委託されている児童が進学等をしたものの生活が不安定である等で継続的な養育が必要な場合に、18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行う制度ですが、18歳を超えた児童については、児童養護施設や里親に新たに入所させることができません。</p>
----	---	--	--

5 子ども・若者の支援

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
18	<p>学校教育の中に自立支援の観点からの教育を位置付ける必要がある。</p>	<p>自立支援の観点から、学校教育の中に①性教育（避妊含む）②男女平等教育③職業教育④労働者の権利教育をきちんと位置づける必要がある。</p>	<p>学校教育においては、体育科、保健体育科、学級活動等において、性に関する教育を位置づけています。</p> <p>また、社会科（公民）や家庭科、学級活動等において、男女平等教育や職業教育及び労働者の権利教育を位置づけています。</p> <p>さらに道徳や総合的な学習の時間、学級活動等において人権読本「ぬくもり」や男女平等副読本「はらっぱ」「わたしらしく生きる」等を使い、人権教育や男女平等教育を推進しております。</p>

19	<p>子どもの自尊感情、自己肯定感を育む人権教育を小学校から実施してほしい。</p>	<p>10代の人工妊娠中絶の実施率が高いとあるが、いじめの問題、不登校問題にもかかわるが、子どもの自尊感情、自己肯定感を育むような人権学習、男女平等教育や性教育、子どもの権利条約の学習などを小学校の時から学校教育の中に位置づけて実施してほしい。</p>	<p>学校教育においては、人権教育の目標を、児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義や内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにすること」とし、子どもの自尊感情や自己肯定感を高める人権教育を進めております。</p> <p>男女平等教育に関しては、性別によって人を差別しない人権感覚をもった児童生徒を育成するために、教職員研修を実施したり、副読本「はらっぱ」や「わたしらしく生きる」を活用し学習指導の充実を図っており、子どもの権利条約に関しては、社会科の中で学習しております。</p>
----	--	--	---

6 子どもの貧困対策

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
20	<p>本当に支援を必要としている子どもや家庭にまで情報がしっかり届くよう発信することが必要である。</p>	<p>子どもの貧困問題の対策としての事業ということで、それに共感して福岡市子どもの学びと居場所づくり事業に携わっている。とてもいい事業だと思っているが一点気になっていることは、本当に支援を必要としている子どもにまで重要性や意義を理解してもらえようような情報の発信ができていないかということである。アンテナの感度の低い親御さんや、学校への信頼を失ってしまっているご家庭にも、なんとかこの事業や類似する事業のことをしっかり知ってもらえるような施策を期待している。</p>	<p>「福岡市子どもの学びと居場所づくり事業」では、主に生活保護家庭の子どもに対し、居場所の提供と学習支援を実施しております。</p> <p>支援を必要としている子ども達を把握するため、必要な情報を提供するとともに、生活保護関係部署、学校や子ども関係部署などが連携し、対象者の把握と情報の周知に努めてまいります。</p>
21	<p>貧困問題を解決するには、性別役割分業をなくすための教育が必要。</p>	<p>子どもの貧困問題は子育て家庭の貧困問題であり、性別役割分業をなくす取り組みが乳幼児期から必要。特に学校教育、社会教育の中で、女性への職業教育、男性への生活自立教育、労働者の権利教育が必要だと思う。</p>	<p>学校教育においては、児童生徒が性別にとらわれない積極的な職業選択ができ、男女ともに生活的自立ができるようになるために、社会科や家庭科等において職業教育や自立教育等を行っており、労働者の権利教育に関しては、社会科の中で学習しております。</p> <p>また、男女共同参画推進センター・アミカスにおいて、女性の就業に関するスキルアップや起業に必要な知識を学ぶ講座、男女の自立や男女共同参画を促進するための講座等を実施しています。</p>

●目標2 安心して生み育てられる環境づくり

1 幼児教育・保育の充実

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
22	待機児童の実態を公表し、保育所の入所数を増やすこと	保育所待機児童について、平成26年度当初時点で解消を実現とあるが、認可保育所以外も含めた数が申込者を上回るといふ数字合わせを解消とは言わないことは、何度も新聞等で指摘されている。実態を把握、公表し、保育所の入所数を増やすこと。	今後の保育需要は、出生率や転出入などの人口の社会増、景気の動向などにも影響を受けることから、保育所整備は、事業計画に定めた提供区域毎の必要数を踏まえた上で、区内の保育所申込状況や未入所児童の発生動向も考慮しながら、適切に対応してまいります。
23	保育所の入所要件について	きょうだい児は都合をつけてでも同じ保育園に入園出来る様にする。	現在、希望の保育所にきょうだい児がすでに入所している児童については、入所優先順位を1つ上げることとしており、制度の変わる来年度においても、保育施設等の利用者決定の基礎となる基本点数に加えて、希望の保育施設等にきょうだい児がすでに入所している児童には、一定の調整点数が加算されるなど、優先度を高くしているところでございますので、ご理解をお願いします。
24	保育所の入所要件について	第2子を出産のために退職し、現在求職中である友達がいる。上の子は今まで行っていた保育園を仕事が見つからない為に辞めなければならないとのこと。もし、見つかったとしても、来年の4月からは同じ保育園には通えるかどうか分からない。どうして同じ保育園に行けないのか、子どもが慣れている安心して保育園に通わせた方がいいのにこの現状を考えて欲しい。	保育所の利用については、求職中の方の場合、あらかじめ定められた期間内に勤務先が決定した場合は、現在の保育所へ引き続き通園できますが、当該期間内に勤務先が決まらない場合は、一度退園し、再度入園を希望されるときは、新規の申し込み扱いとなり、保育所の申し込み状況等によっては、同じ園に入所できない可能性がございます。 本市におきましては、認可保育所（園）の整備をはじめとした保育施策を推進し、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。
25	保育所の入所要件について	育児休業1年以上取得の場合にも継続して保育所に入所できるよう保育サービスの充実を図る取り組みの1つとして実施していただきたい。2人目、3人目の出産を考えると、育児休業を1年以上取得し、続けて第2子、第3子を出産を終えて復帰する場合、様々な保育所入所困難な問題を抱えることになり、これでは子育てをしながら不安を抱えて働き続ける環境に置かれている現状に頭をかかえる。平成27年から開始する計画ではこのような問題にも積極的に取り組んでもらえると期待したい。この問題を解決していただくことで、子育てをしながら安心して働き続けることができるし、ほしい子どもの数と実際に予定している子どもの数の差が減り、少子化対策の1つとしても成果が上がるのではと考える。是非、検討していただきたい。	保育所の利用については、育児休業期間中は、基本的に、保護者が児童を保育することができない場合に該当しないため、新規の入所申込みはできず、また、育児休業開始前にすでに入所していた児童についても、保護者が育児休業を取得される場合は、原則として退所となりますが、入所中の児童は育児休業後の保育所入所の継続を図る観点から、1年間は継続して入所できることとしているところです。 また、次年度に小学校への就学を控えているなど、環境の変化に留意する必要がある場合は、一定の基準を設け、原則より長い期間保育所を利用することが可能となっております。

26	審議会における声をしっかり聞いて政策の充実を図ってほしい。	(教育・保育の提供体制の確保) 福岡市こども・子育て審議会における保育の現場からの声をしっかりと聞いて、今後も政策の充実を図っていただきたい。	教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保方策につきましては、子ども・子育て審議会の審議や市民の方々からの意見を踏まえながら策定してまいります。
27	公立の幼稚園を増やしてほしい。	公立の幼稚園は増やせないのか？ 仕事をしていないから保育園には入れないし、近くには公立幼稚園がないので、必然的に私立の幼稚園にしか行けない。	市立幼稚園につきましては、今後、新たに整備する予定はございません。
28	市町村の保育に対する責任を果たすには、認可保育園を中心に据えた整備手法が肝要である。	児童福祉法第24条1項に基づき、市町村の保育に対する公的責任(義務)をしっかりと果たしていただくための提供体制の整備をお願いしたい。その実現には、直接契約・直接補助の形態をとる他の施設類型ではなく、認可保育園を中心に据えた整備手法が肝要であると考えている。	今後の保育行政の推進にあたりましては、これまで認可保育所の果たした役割を十分に尊重するとともに、子ども・子育て関連3法の趣旨や子ども・子育て審議会の意見を踏まえながら実施してまいります。
29	企業を含めた多様な経営主体の参入にあたっては十分な研究を行ってほしい。	施設型給付及び地域保育型給付は国民の血税である。企業を含めた多様な経営主体の参入にあたっては、十分な研究を行ってほしい。その際、公的資金が真に子ども達の教育・保育のみに活用されるよう用途制限のあり方をしっかりと設けるなどの研究も大きな柱になると考えている。	教育・保育施設及び地域型保育事業への多様な主体の参入の促進につきましては、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の1つと位置付けられており、現在、国において具体的な内容が検討されているところです。市は、その動向を踏まえて対応してまいります。施設型給付費及び地域型保育給付費に係る用途制限につきましては、国において引き続き検討がなされており、その動向を踏まえて対応してまいります。
30	3歳以上のすべての子どもに集団生活の場を提供することが望ましい。	3歳以上のすべての子どもを対象にした集団生活の場を提供する(親の就労の有無や就労時間の長短にかかわらず)方向性が望ましいと思う。	今後も保護者のニーズに応じた教育・保育体制の確保を推進してまいります。
31	保育士の処遇改善について	言うまでもなく、保育の質の向上に関しては、職員処遇と大きな関係をもっている。保育の質を求めるにふさわしい処遇の改善が実現できるよう、行政及び関係施設が連携して行くことも必要であると考えている。	保育士の処遇改善につきましては、福岡市独自でも、民間保育所に対して福岡市保育協会を通じて必要な助成を行っております。
32	保育士の処遇改善について	保育士の人材確保に関しては、保育士処遇の改善が大きな課題となっている。保育士を含む保育職員の処遇の改善にも積極的に取り組んでほしい。	保育士の処遇改善につきましては、福岡市独自でも、民間保育所に対して福岡市保育協会を通じて必要な助成を行っております。
33	保育士の待遇改善について	保育士や指導員の待遇を改善してほしい。	保育士の処遇改善につきましては、福岡市独自でも、民間保育所に対して福岡市保育協会を通じて必要な助成を行っております。

34	保育士の待遇改善について	研修費だけでなく、保育士の給与は他の仕事の給与と比べかなり低位の状態に置かれている。処遇の改善があってこそ、優秀な人材の確保にもつながるし、現在働いている保育士の労働意欲の向上、そしてそれが保育の質の向上にも結び付くものと考えます。また、同一労働、同一賃金の原則から言っても、公私間の賃金格差ははなはだしいものがある。	保育士の処遇改善につきましては、福岡市独自でも、民間保育所に対して福岡市保育協会を通じて必要な助成を行っております。
35	保育士の確保について (登録制の導入)	保育士資格が活かされていない人が多いので市が派遣する。(登録制)	こども未来局保育所指導課内に、地方公共団体無料職業紹介事業として「保育士・保育所支援センター」を開設しております。支援センターでは、保育士資格を有し保育所への就職を希望される方に登録をしていただき、求人園とニーズを調整した上であっせんを行っております。保育士就職支援研修会や指定保育士養成施設などにおいても、支援センターへの登録をお願いしております。 今後とも、保育士資格を有する方の掘り起こし及び保育士の確保に努めてまいります。
36	保育士の確保について (保育士・保育所支援センターの充実)	「保育士・保育所支援センター」の設置効果が各保育園において現れてきていると思う。今後も福岡市保育協会や他の行政機関と連携して、支援活動を拡充・充実していただくことをお願いしたい。	「保育士・保育所支援センター」は、福岡市保育協会、労働局、ハローワーク及び指定保育士養成施設などと連携を図りながら運営しております。 今後とも、関係機関との連携を強化し、利用しやすい工夫や充実を図りながら、質の高い人材を安定的に確保できるよう努めてまいります。
37	保育士の確保について (保育士・保育所支援センターの充実)	こども未来局に設置されている「保育士・保育所支援センター」は、保育士不足を解消するため、熱心で丁寧な取り組みがなされていると思う。今後もその取り組みを充実させていただきたい。	「保育士・保育所支援センター」では、求職者、求人園双方のニーズ調整や相談などに重点をおき、事業を実施しております。 今後とも、利用しやすい工夫や充実を図りながら、質の高い人材を安定的に確保できるよう努めてまいります。
38	幼稚園教諭の待遇改善について	ウチの子が通っている幼稚園だけかもしれないが、1~2年で辞める先生が多いと思います。1年の途中で辞めてしまう方も少なくない。給料が安くて割に合わないと聞いたことがある。せっかくいい先生と出会えても、すぐいなくなってしまうのは残念だ。給与面も支援してあげてほしい。	私立幼稚園に対しては、幼稚園教育の振興、充実等を図るため、福岡県の助成に加え福岡市も運営費を補助しており、今後も引き続き支援を行ってまいります。
39	文言の修正（延長保育）	現行の保育関連事業の概要だが、延長保育事業の内容が変わるので、「現行の」と入れた方がいいのでは？	計画の概要をまとめた資料の6ページ、「保育関連の事業の概要」につきましては、ご指摘のとおり、現行の事業内容を記載しております。誤解が生じる恐れがありますので、平成27年度以降の内容に統一する方向で修正を行ってまいります。
40	文言の修正（休日保育）	夜間保育が抜けている。「休日や夜間の保育」というP36の記述の仕方がいいのでは？	「休日や夜間の保育」と修正いたします。

41	病児・病後児保育を充実してほしい。 (全小児科への拡大)	病児・病後児のデイケアルームをすべての小児科に置く。	福岡市では、病気や病気の回復期にある児童を一時保育することができる病児・病後児デイケア事業を医療機関の協力を得て、市内18カ所（平成27年1月5日現在）で実施しております。 今後も病児・病後児保育施設の充実を図り、より預けやすく安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。
42	病児・病後児保育を充実してほしい。 (均等な設置)	病児を預ける場所が少ない。（各校区で無理なら均等に設置して欲しい）	福岡市では、病気や病気の回復期にある児童を一時保育することができる病児・病後児デイケア事業を医療機関の協力を得て、市内18カ所（平成27年1月5日現在）で実施しております。 今後も病児・病後児保育施設の充実を図り、より預けやすく安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。
43	病児保育や保育園の急な呼び出しに対応できる公的な場所が必要である。	病児を預かれる所や、保育園の急な呼び出しに100%対応できる公的な場所があればいいと思う。ファミリー・サポートがあるが、市民のボランティアに頼る制度には限界があるので、働くお母さんには一番必要な場所ではないかと思う。	福岡市では、病気や病気の回復期にある児童を一時保育することができる病児・病後児デイケア事業を医療機関の協力を得て、市内18カ所（平成27年1月5日現在）で実施しております。 今後も病児・病後児保育施設の充実を図り、より預けやすく安心して子育てできる環境づくりに取り組んでまいります。
44	多様な保育サービスのさらなる充実が必要である。	共働き家庭、ひとり親家庭の増加により、安心して産み育てるためには、保育所の入所、延長保育、病児病後児デイケア、一時預かりなど、メニューは増えたけどさらなる充実が求められる。	安心して子どもを生み育てられるまちにしていくためには、子育て家庭を社会全体で支え、支援していくことが重要であると考えております。共働き家庭が増加していることや、就労形態が多様化していることも踏まえながら、支援の充実を図ってまいります。
45	ショートステイについて、より身近な地域での受け入れが可能となる仕組みづくりを検討してほしい。	体調をくずし入院するひとり親にとって、子どもをどうするかが一番の悩みとなる。近所のショートステイはどこも定員いっぱいであって預かってもらえず、受け入れ先は片道のタクシー代が1万円もかかる所だったとの声がある。ニーズの把握と地域内で利用可能箇所が増えるような仕組みづくりをより身近な地域での受け入れが可能となるような仕組みづくりを早急をお願いしたい。	受け皿の確保は重要な課題であると認識しています。里親の活用も含め、検討してまいります。
46	保育の質の向上に取り組むことが必要である。	保育サービスの多様さばかりに目が行っているが、現行の「保育の質」の向上が、第一の課題であることを忘れずに取り組んでいただきたい。	保育内容や専門性を高めるために、保育、健康・安全、子育て支援に関する研修などを実施しております。 今後とも、保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実を努めるなど、保育を支える基盤の強化を図ってまいります。

47	<p>保育の質の向上に取り組むことが必要である。</p>	<p>サービスの充実と表裏一体として忘れてはいけないものに『保育の質』がある。子ども達一人ひとりの健やかな成長を保障するという保育の質に軸足（視点）をおいたサービスの充実を望む。</p>	<p>子どもが心身ともに健やかに育つよう、健康、安全で情緒の安定した生活ができ、自己を十分に発揮できる環境のもと、人と関わる力や豊かな感性、基本的な生活習慣など、生涯にわたる生きる力の基礎を育むことを大切にして保育を行っております。</p> <p>また、職員一人一人が保育実践や研修などを通じて保育の専門性を高めるとともに、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図るなど、さらなる保育の質の向上に努めてまいります。</p>
48	<p>保育士の研修費の増額をお願いしたい。</p>	<p>保育士の質を向上させるため、保育士に直接給付されている研修費の増額をお願いしたい。</p>	<p>保育の質の向上のため、福岡市独自でも、保育所内外での研修費用等について、民間保育所に対して福岡市保育協会を通じて必要な助成を行っています。</p>
49	<p>保育園への運営費が子どもの数によって決まるという仕組みは、質の高い保育を目指す上で問題である。</p>	<p>保育園への運営費の仕組みが子どもの数によって決められているところにも大きな問題があると思う。民間の保育園ではベテランの保育士が増えていくと運営が厳しくなるというのは、より質の高い保育を目指すという考えに逆行していると思う。ぜひ検討していただきたい。</p>	<p>保育所の運営費につきましては、児童の給食費や保育材料費、保育士などの人件費及び施設の管理費等で構成されております。保育士の必要数は、児童数に応じて定められており、給食材料費等の経費も児童数に応じて必要額が異なっているため、児童1人あたりの単価を設定し、それに児童数を乗じた額を各園へ支払う仕組みとされております。</p> <p>また、常勤職員の平均勤続年数に応じた加算も設けられているところでございます。</p>
50	<p>子育て家庭に対する支援には保育所が大きな責任を負っているとの自覚のもと、支援に取り組む必要がある。</p>	<p>子育て家庭に対する支援に関しては、保育所が大きな責任を負っているという自覚のもと、決め細かな各種支援を実施しなければならないと考えている。研修などを通しての優秀な人材の育成はもちろんだが、日々子育て家庭と接する中で、知り得た様々な状況を支援に活かす取り組みも大切である。机上の支援ではなく、真に有効な支援とは何かを現場から発信していくことも重要であると考えている。保育の事由や必要量の認定など提出書類などだけではわからない家庭状況を現場からしっかりお伝えしなければと痛感している。</p>	<p>保育所におきましては、その専門性を生かし、地域社会との交流や連携を図り、地域住民に保育に関する情報を提供するなど、地域におけるすべての子育て家庭に対する支援に努めていただいております。今後とも、保護者の方や地域の方々の育児に関する不安や悩みに対して、相談や助言を行うなど、子育て家庭の支援を図ってまいります。</p>

51	教育・保育における連携推進について、「保幼小連絡会」の改善を図ってほしい。	保育園と小学校との連携は大切なことである。年2回、年度初めと終わりに情報交換する「保幼小連絡会」が開かれているが、保育園からの出席が少ない。小学校側は保育園が幼稚園と違って参加がなかなか難しいという状況を、どれだけ理解しているのでしょうか。行政として、この状況の把握とその解決案を考えていただきたい。	保幼小連携教育については、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る観点から、平成26年5月に幼稚園、保育所、小学校、中学校も含めた「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を設置しております。今後もこの連絡協議会を通して、幼児期の教育のあり方や校種間の連携のあり方などを共に考え、就学前教育の充実に向けて、積極的に取り組んでいきます。 また、保育所には、保護者の就労状況などにより複数の校区の児童が入所していることから、保育所からの保幼小連絡会への参加については、保育所が所在する校区の小学校との連携を中心に、入学している児童の状況を踏まえ、可能な限り出席していただいている状況です。引き続き、教育委員会や代表者で組織される保幼小中連絡協議会を通じて、可能な限り、近隣の小学校間での保幼小連絡会の日程調整をお願いしていきます。
----	---------------------------------------	--	---

2 母と子の心と体の健康づくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
52	マタニティ教室の活用について	マタニティ教室に全員出席させ、母親の育児不安を取り除く。	マタニティスクールは、各区保健福祉センターで延べ257回（平成25年度）開催するとともに、働いている妊婦とそのパートナーを対象にして、土曜日又は日曜日に年間12回開催し、より多くの方にご参加いただけるように取り組んでおります。 また、助産師等による産後の新生児訪問や各区保健福祉センターでの電話相談も実施しており、母親の育児不安の解消に努めております。
53	妊婦健康診査の費用助成を充実してほしい。	妊婦健康診査の費用助成を、出産予定日超過分まで適用となるよう、より充実したものにしていきたい。出産予定日超過の方が、より健康管理、疾病や異常の早期発見や予防の必要が高くなってくるのではないかと考える。	妊婦健診の助成につきましては、妊婦が早期から定期的に受診できるように国の基準に基づき14回分の助成を行っているところでございます。
54	区役所、保健福祉センターが遠い。隣接した市町村で健診などを利用できるとよい。	私の住んでいる場所は〇〇市との境にあるので、区役所も保健福祉センターも遠い。〇〇市には自転車で行けるが、区役所には車か、西鉄バスでないと行けない。それも30分は必ずかかる。そこで、隣接している市町村では健診など、他の市町村の利用ができればと思う。	乳幼児健診は、市町村によって対象年齢や実施方法が異なります。また、乳幼児健診では、お子さんの発育・発達のチェックだけではなく、福岡市の子育て支援に関する情報提供等も行っております。ご案内した日程でご都合が悪い場合は、日程変更にも対応させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

3 ひとり親家庭への支援

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
55	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (ベビーシッター派遣等)	父子家庭の現状を把握し、ベビーシッター派遣(マイスターなど)や家庭援助を行う。(母子も同様)	福岡市においては、保育所入所までの間となる生後3か月までのベビーシッター派遣費用について、一部助成する「産休明けサポート事業」があります。また、生後3か月から小学校6年生までの子どもについて、地域の中で育児の援助活動をおこなう「福岡ファミリー・サポート・センター」がございます。その他にも支援事業がありますので各区役所子育て支援課までご相談いただければと思います。
56	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (学習支援)	生活困窮家庭及び生活保護家庭の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供(子どもの学びと居場所づくり事業)とあるが、ひとり親家庭の子どもを対象に「学習支援」を実施していただけないだろうか(公民館の活用など)。福岡県母子寡婦福祉連合会では平成25年4月から学習支援を実施している。福岡市に暮らすひとり親家庭から塾に通わせる経済的な余裕がなく、勉強をみる時間もないとの声もある。是非検討をお願いしたい。	ひとり親家庭の子どもにつきましては、ひとり親家庭支援センターで夏季5日間の学習支援を実施しています。学習支援のありかたにつきましては、県や他都市の状況を踏まえ検討してまいります。
57	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (高等職業訓練促進給付金の対象拡大)	ひとり親家庭の就業促進のため、高等職業訓練促進給付金の対象資格を拡大すること。	福岡市においては、現在7つの職種を対象としているところですが、変化する雇用情勢や国等の職業訓練施策の実施状況に応じ、就業への有効性を踏まえながら、対象資格の見直しを検討していきます。 また、中学卒や高校中退者が就職に有利になるように、高卒認定資格取得への支援創設等を含め、ひとり親家庭の就業促進のための支援を総合的に検討してまいります。
58	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (企業への就業促進の働きかけ)	ひとり親家庭の就業促進のため、障害者雇用について法的義務があるように、ひとり親家庭の就業も積極的・具体的に就業促進するよう企業に働きかけること。	ひとり親家庭の就業促進に向けた取り組みは、ひとり親家庭支援センターと職業安定所が連携し、個々の事情に配慮した就労支援を目指し、同行支援等を含めたきめ細やかな就業支援を実施しているところですが、 また、雇用企業への働きかけについては職業安定所を中心に国が企業への助成等の様々な施策を実施しています。
59	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (高等職業訓練促進給付金事業の対象拡大)	高等職業訓練促進給付金事業について、現在、対象資格は看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、教員となっている。熊本県、札幌市においては、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、柔道整復師など多様な職種が対象となっている。就業にむけての有効性の問題もあるが、選択肢が多いことは可能性も広がるので、対象資格の拡大をお願いしたいと思う。	福岡市においては、現在7つの職種を対象としているところですが、変化する雇用情勢や国等の職業訓練施策の実施状況に応じ、就業への有効性を踏まえながら、対象資格の見直しを検討していきます。 また、中学卒や高校中退者が就職に有利になるように、高卒認定資格取得への支援創設等を含め、ひとり親家庭の就業促進のための支援を総合的に検討してまいります。

60	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (高等職業訓練促進給付事業に関する窓口の時間延長)	高等職業訓練促進給付金事業について、現在、制度を使って養成学校に通学している人から1か月に1回履修状況を提出する際、役所の窓口が17時までなので、早退しないと間に合わず、学習に支障をきたすとの意見がある。春日市では18時まで残っている職員が受け付けてくれているとのこと。他自治体では市民の利便性、学ぶことへの理解のもと時間を延長していると思う。ご検討よろしくお願ひしたい。	福岡市においては、3カ月に1度履修状況を提出していただいております。その受付時間等についても要望に応じ極力対応しておりますので、ご相談いただければと思います。
61	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (ファミリー・サポート利用料助成制度の導入)	仕事が遅くなる時や早く仕事に行く時に、子どもの送り迎えや保育サービスにファミリーサポートを利用したいが、費用(1時間600円~800円)がかかるので使えないという声がある。旭川市が実施しているファミリー・サポート利用料助成制度は利用料の4/5を市が助成する制度である。仕事、家事、育児をすべてこなすひとり親が元気で働き続けられるよう同様の制度導入をご検討いただけたらと思う。	ファミリーサポートセンター事業の利用料金につきましては、平成17年度に料金の引き下げを行う等、これまで見直しを行ってきたところですが、今後も利用される方のご意見や、他都市の動向などを踏まえ、利用料金について研究してまいります。
62	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (未婚ひとり親家庭の保育料に係る寡婦(夫)控除のみなし適用)	計画の基本的視点2に、すべての子ども・子育て家庭の支援とあるが、非婚母子家庭には寡婦控除がないため、親に婚姻歴があるかないかで保育料の算定に大きな差が出ている。すでに北九州市をはじめ多くの政令指定都市でも非婚のひとり親に税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用している。福岡市でも保育料を他のひとり親世帯と同等に算定してほしいと思う。	ひとり親世帯について、法律上の婚姻歴の有無により、保育料の取り扱いに差が生じていますが、養育費負担の格差など母子福祉の観点からは改善されるべき点があると考えておりますので、非婚のひとり親世帯に対する、寡婦(夫)控除のみなし適用について、国に対して要望するとともに、他都市の状況なども十分に踏まえ、検討を進めてまいります。
63	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (未婚ひとり親家庭の保育料に係る寡婦(夫)控除のみなし適用)	未婚で出産した母子家庭の母には、税法上の寡婦控除がない。控除がないため所得額が同収入の離別・死別家庭の母より高くなり、保育料を高く払わなくてはなりません(年収200万円で年間20万円)。同じひとり親で子どもを育てることに変わりなく、公平を欠き、家計を圧迫している。所得税法は国のきまりだが、多くの政令市では「みなし寡婦控除」が適用しているので、福岡市でも早急にとり入れてほしい。	ひとり親世帯について、法律上の婚姻歴の有無により、保育料の取り扱いに差が生じていますが、養育費負担の格差など母子福祉の観点からは改善されるべき点があると考えておりますので、非婚のひとり親世帯に対する、寡婦(夫)控除のみなし適用について、国に対して要望するとともに、他都市の状況なども十分に踏まえ、検討を進めてまいります。
64	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (ひとり親家庭手当の検討)	経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行う。 ひとり親家庭の8割が就労しているが、行政機関に対する要望で「年金・手当などの充実」をあげる人が58.5%いる(平成23年ひとり親家庭実態調査)。名古屋市は『ひとり親家庭手当』を児童扶養手当とは別に3年間支給している。収入アップをはかるうにも生活面、仕事上でもひとり親では大変なので、福岡市においてもご検討いただきたく思う。家庭の安定が子どもの健全育成につながると確信している。	経済的負担の軽減について、平成26年12月より児童扶養手当の年金併給を開始するなど制度の拡充を図っているところです。また、収入アップを図るため、より良い条件での就業を促進するため、無料の就業支援講習会や高等職業訓練促進給付金等による経済的支援を進めていきます。加えて養育費確保による経済的負担軽減を図るための取り組み充実についても検討してまいります。

65	ひとり親家庭への支援を充実してほしい。 (休養ホーム事業の実施)	ひとり親家庭休養ホーム事業を実施してほしい。ひとり親家庭は経済的にも余裕がなく、親子で出かけるというまづお金のことが気になる。宿泊費が無料で利用できる休養ホームがあれば親子でリフレッシュできると思う。他市(名古屋市他)でも実施しているので福岡市でもぜひ実施してほしいと思う。	ひとり親家庭休養ホーム事業については、日帰り施設利用料の援助や、指定宿泊施設で宿泊補助等様々な形態があるようです。他市や県等の実施状況やその利用者数等その効果を踏まえつつ、ひとり親家庭への支援について総合的に検討してまいります。
66	ひとり親家庭等生活困窮家庭のために公営住宅(市営住宅の優先入居)を拡大してほしい。	[市営住宅の優先入居] 平成23年ひとり親家庭実態調査によると、母子家庭の離婚後の持ち家率は自分名義7.8%、家族名義18.2%と、合わせても26%です。民間借家・アパートに住む率は44.5%で、5～7万円の家賃を払っている人が49.8%もいる。公営住宅に入れるかどうかは家計にとっては大きな影響があるので、公営住宅の拡大をお願いしたい。すべての困窮する世帯に喜ばれると思う。	市営住宅につきましては、昭和40年代半ばから50年代にかけて、現在の管理戸数約3万2千戸の約半数が整備されており、老朽化が進んでいることから、管理戸数を現状程度にとどめ、限られた予算を既存住宅の計画的・効率的な建替や修繕に集中して取り組んでおります。 ひとり親家庭につきましては、特に住宅の困窮度が高いことから、入居者募集において優先入居の制度を実施しているところです。

4 子育て家庭への経済的な支援

番号	意見要旨	意見内容(要約)	市の考え方
67	子ども医療費助成を拡充してほしい。	子ども医療費助成を通院、入院とも中学校3年まで拡充してほしい。	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子ども医療費助成制度の拡充に取り組みます。
68	子ども医療費助成を拡充してほしい。	子ども医療費助成の対象を通院も小学校6年生までにしてほしい。就学前までが対象だと、負担が大きい。	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子ども医療費助成制度の拡充に取り組みます。

69	保育料負担の軽減について	保育料負担の軽減をすすめ、最終的には無償化を目指す。	<p>保育料につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減といたしまして、子どもの養育状況に応じて支援を行っております。</p> <p>子どもが私立幼稚園に通う場合については、就園奨励費として助成を行っております。この就園奨励費は、国の基準に基づき毎年単価の見直しを行っており、また所得制限により国の基準で補助対象にならない世帯についても、市単費で補助を行っております。</p> <p>また、保育所に通う場合の保育料については、扶養義務者の税額に応じた徴収基準額が国により定められており、その基準額を基に、各自治体が独自の階層区分や保育料体系を定めております。本市の保育料は、国の基準額から20%相当額を減額した保育料体系とするとともに、市民税非課税世帯（B階層）等の無料化を実施しております。</p> <p>さらに、第3子優遇事業において、18歳未満の第3子以降の子どもの保育料の助成や免除を行い、負担軽減を図っているところでありますので、ご理解をお願いします。</p>
70	子どもが多いとかかる費用は膨大。子どもが多い家庭への特典がほしい。	たくさん子どもが欲しくても産めない理由は経済的にきつからという理由が大半だと思う。子どもの人数にかかる金額は倍々以上で、受験、交通費、納入金など、実際にかかる費用は膨大である。食費も電気代、水道代、大変だ。まして、遊園地や旅行でも色々な施設も子ども達をみんな連れていくたくても半端ない金額がかかる。子どもが多くて我慢させることが沢山ある。遊園地なら兄弟が多ければ一人分のサービスがあるとか多い分特典が欲しい。わがままであるが、お金がきつく産めないという方の悲しみは取り除いてほしい。	<p>福岡市では、子どもさんが多いご家庭への支援として、「第3子優遇事業」を実施しています。これは、18歳未満の子どもを3人以上育てている家庭を対象に、3番目以降の子どもの小学校に入学する前の3年間、保育料の免除や幼稚園の保育料・入園料の支援、第3子手当の支給などを行うものです。この事業により、経済的な負担を少しでも軽減することができればと考えております。</p> <p>また、子どもが多い家庭限定ではありませんが、福岡県が行っている「子育て応援の店」推進事業（それぞれのお店のアイデアで、小学校入学前の子ども連れの家庭に応援サービスを行う事業）などもございますので、福岡県ともしっかり連携し、楽しみながら子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。</p>

5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
71	男性の育児休業取得促進について、目標設定や有効な取り組みが必要である。	男性の育児参加を進める上で、育児休業取得促進は有効だと思うが、目標設定や有効な取り組みがなされていないのではないかと。	<p>男性の育児参加を進めるためには、男女が共同で子育てを行う意識を高めるとともに、企業における意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくことが重要であると認識しています。</p> <p>そのため、企業に向けて、出前型ワーク・ライフ・バランスセミナー等の啓発事業や、社会貢献優良企業優遇制度による次世代育成の取り組み促進を行うと共に、個人向けにも啓発事業を実施し、今後とも育児休業取得を含めた男性の育児参加を促進してまいります。また、社会全体で子どもたちをバックアップする運動「『い～な』ふくおか・子ども週間」などを通して、個人や企業への啓発や働きかけを進めてまいります。</p> <p>なお、目標設定に関しては、「父親の1週間あたりの家事・育児の時間」を成果指標として設定しておりますが、家族構成や就労の状況など、各家庭の事情により、実際の時間数は大きく異なるものと推測されるため、目標値としては「増加」とのみ記載を行っております。</p>
72	働く女性が安心して望む出産を選択できるよう取り組むことが必要。	働く女性が安心して望む出産を選択できるように、福岡市で働く女性の状況分析と支援が必要。	<p>働く女性の支援につきましては、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の再就職支援等の施策に取り組むとともに、福岡市で働く女性の実態把握にも努めていきます。</p> <p>なお、子ども総合計画の策定にあたっては、高校生以下の子どもを持つ保護者14,000人を対象とする「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しております。そうした調査の結果も踏まえながら、必要な支援に取り組んでまいります。</p>
73	働く女性が安心して望む出産を選択できるよう取り組むことが必要。	リプロダクティブヘルスアンドライツ（性と生殖に関する自己決定権と健康に生きる権利）の観点での取り組みが必要。	<p>思春期を迎える児童や思春期の生徒が、母子保健の観点から正しい性知識、生命の尊さと望ましい行動変容等を学ぶためのティーンエイジャー教室を開催し、親性の健全育成を図る取り組みを行っております。</p> <p>また、各区保健福祉センターにおいて、女性の健康をめぐる様々な悩みや不妊で悩む方々に対する相談に対応し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図っております。</p>

74	母親の時短勤務を充実させてほしい。	小さい子どもがいる母親の時短勤務を充実させてほしい。	<p>女性が子育てをしながら安心して働き続けるためには、保育などのサービスを充実させることと並行して、企業において、子育てに配慮した多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要であると認識しています。</p> <p>企業向けには、出前型ワーク・ライフ・バランスセミナー等の啓発事業や、社会貢献優良企業優遇制度による次世代育成の取組み促進を行うと共に、個人向けにも啓発事業を実施しています。</p> <p>また、社会全体で子どもたちをバックアップする運動「『い～な』ふくおか・子ども週間」への賛同を積極的に企業に呼びかけるとともに、各企業において取組みが行われるよう、働きかけを行ってまいります。</p>
75	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の解消と非正規雇用対策が必要。	ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の解消と不安定賃金の非正規雇用対策が重要。他の部局とも連携して、特に若者の就業実態（勤務時間、雇用形態、賃金等）を分析し、有効な対策を進める必要がある。	<p>就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して将来に希望を持って働くことができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進や労働環境の整備などは重要であると認識しています。</p> <p>そのため、今後ともワーク・ライフ・バランスを推進するセミナーや労働関係法令等を周知するなどの事業を実施していきます。</p>
76	子育てを支援するまちづくりについて（子育て支援をしている企業や店への優遇措置）	<p>○ 子連れで行ける場所</p> <p>最近が増えてきているが、子ども連れで行けて、託児付きの喫茶店や美容室が増えてくれることを望む。人に預けてまではなかなか行けない場所に、ちょっとだけでも行けることができたら、もっとゆとりを持つことができ、母親の時間を持つことができると思うので、子育て支援をしている企業やお店に優遇措置等を行うことはできないか？</p>	<p>子ども連れでの外出については、この計画の策定にあたって実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」においても、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」などのご意見をいただいております。</p> <p>こうしたご意見も踏まえ、授乳やオムツ交換のスペースがある施設や店を登録する「赤ちゃんの駅」事業を推進するとともに、福岡県が行っている「子育て応援の店」推進事業（それぞれのお店のアイデアで、小学校入学前の子ども連れの家庭に応援サービスを行う事業）などと連携しながら、さらに親子で外出しやすいまちになるよう取り組んでまいります。</p>

6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
77	子育てを支援するまちづくりについて (子ども連れ優先車両の導入)	電車に関して、妊婦さんで幼い子どもを抱えながらも席を譲る人もなく立っているお母さんにその子どもとお母さんの会話がうるさいと文句を言っている女性がいた。 そこで、提案だが、子ども連れ優先の車両を作ってくれることはできないのだろうか？その車両に乗る方は子育てに理解のある方が乗られると思う。人によってはその日の体調などでイライラしてしまうこともあるかと思う。その時は別の車両へ移動してもらえればいいし、少ない乗車時間で相談できる人が見つかるかもしれない。福岡市の移動手段はどうしても公共の乗り物を利用する人が多いので、検討してほしい。	子ども連れ優先車両につきましても、車両間混雑の状況に格差が生じることや、乗降車両を制限せざるを得なくなり、エレベーターやエスカレーターを利用するお客様の利便性が低下するおそれがあることなどから、現時点では導入は考えておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。
78	子育てを支援するまちづくりについて (歩きたばこと車からのポイ捨て)	歩きタバコについては、規制区域もあるが、規制区域だけではなくすべての場所において、歩きたばこを禁止してほしい。歩きタバコの火は子どもの顔にある。注意だけではなく、禁止の方向で検討してほしい。 あと、車からのタバコのポイ捨てについてももっと注意喚起をお願いしたい。私の住む博多区は通学路ギリギリに車道があり、ポイ捨てされたタバコがもし、子どもに当たったらとも思うし、大人がポイ捨てをする状況が子どもの教育上も思わしくない。規制のレベルを上げてほしい。	福岡市では「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」により、喫煙者の責務として、福岡市全域において歩行喫煙をしないよう努めることが定められております。歩行喫煙を減らす取り組みとしまして、地域やボランティア団体、事業者と一体となり、様々な活動に取り組んでおります。今後とも地域などと一体となった歩行喫煙防止の取り組みを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 また、たばこなどの投げ捨てについては、「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」の中で禁止しております。現時点では、たばこなどのポイ捨てを罰則強化により規制するのではなく、条例の趣旨を踏まえ、市民の意識啓発を図り、また、市民や事業者の主体的な取り組みを促進することで、モラル・マナーの向上に取り組んでまいります。
79	子育てを支援するまちづくりについて (歩道の整備)	道路について、子どもを乗せたベビーカーは少しの段差でも上がらないことがある。このちょっとした出来ないストレスが親としては何気にしんどい思いをする。歩道の整備と、歩行者通路に停まっている車などにももっと規制をお願いしたい。	歩道の整備につきましても、高齢者や障がい者等、すべての人が安心して歩けるよう、ユニバーサル都市・福岡の実現を目指し、沿道の状況などを勘案しながら、バリアフリー化に取り組んでまいります。 また、迷惑駐車につきましても、「福岡市迷惑駐車防止に関する条例」を定めており、天神地区・博多駅周辺地区・西新地区において、迷惑駐車防止指導員による指導・啓発を行っております。今後ともこれらの取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

7 子どもや子育て支援に関する情報提供

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
80	子育てに関する支援の周知を図ってほしい。 （市職員の理解）	子育てに関する支援を福岡市職員は全て理解し、市民に周知する。	子育てに関する支援については、支援を必要としている方が必要なサービスの存在を知り、必要なタイミングで利用することができるよう、適切に情報提供を行っていくことが重要であると認識しております。 子育て支援に携わる職員の知識を深めることに加えて、ホームページや、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、情報の周知に取り組んでまいります。
81	子育てを支援するまちづくりについて （ファミリー・サポート制度の広告）	西鉄バスに「子育てはたいへんなしあわせ」とデザインしたバスがあるが、ファミサポの広告もしてほしい。	ファミリーサポートセンター事業の効果的な周知・広告の手法につきましては、委託事業者と協議しながら検討してまいります。

○目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり

1 地域全体で子どもを育む環境づくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
82	ファミリー・サポート制度について	病児でも預かることが出来る特別なファミサポがあれば助かるだろうと思う。	病児を預かることについては、提供会員の負担も大きくなることから、委託事業者と協議しながら検討してまいります。

2 子どもの健やかな成長を支える取組

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
83	留守家庭子ども会の利用時間について	留守家庭子ども会は保育園から1年生になった時、多くの保護者が仕事の時間帯とのギャップがあり困っている。もう少し利用者の声を聞いて柔軟に対応できるようにしてほしい。	留守家庭子ども会の開設時間につきましては、福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例により規定され、全ての留守家庭子ども会において、原則として平日が市立小学校の授業終了後から午後5時（就労の状況に応じて午後7時まで延長可能）、土曜日が午前8時30分から午後6時、土曜日以外の学校休業日（夏休み等）が午前8時30分から午後5時（就労の状況に応じて午後7時まで延長可能）になっておりますが、学校休業日における開設時間について早めてほしいという要望等を受け、現在検討を行っているところです。 今後とも、留守家庭子ども会が子どもたちにとって安心・安全な居場所となるよう、利用者等のご意見を伺いながら、事業の充実に努めてまいります。

84	留守家庭子ども会の利用時間について	長期の休みの時の学童の開始時間を通常の学校の時間帯に合わせて欲しいと思う。	開始時間を変更するには、指導員等の勤務体制の見直しや条例を改正する必要がありますが、市民の声や子ども・子育てに関するニーズ調査でも多くの要望が寄せられていることから、土曜日や夏休み等の学校休業日における開始時間の前倒しについて検討を行っているところです。
----	-------------------	---------------------------------------	---

3 子どもの遊び場や活動の場づくり

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
85	子どもプラザ等に専門の「子育て万屋相談員」を設置したらどうか。	子育てについて具体的にどんな風に相談していいかわからない方が多い。まず、何を相談していいのか？何を聞けばいいのか？今後どうしていきたいのか？こんなことはどこに聞いたらいいのか？皆さん、具体的に考えるのが今の制度に沿って理解が難しいように思う。そこで、子どもプラザや市民センターに専門の子育て万屋相談員を設置したらどうだろう？そこから、更に専門機関に繋ぐことが出来るし、相談の敷居が低くなると思う。	現在子どもプラザでは、各区保健福祉センターとの連携のもと、日常的に子育てに関する相談・援助を行っており、平成25年度からは、各区に保育コンシェルジュを配置し、保育にかかるサービスや制度等について出張相談を行っております。今後とも効果的な相談体制の充実に向けて取り組んでまいります。
86	親子で参加できるイベントを実施したり、支援したりしてほしい。	他県から引っ越してくる人が多い福岡だが、私もそのうちの一人である。知らない土地にはじめての育児と家事で心細いし、正直しんどかった。 0～2歳くらいの時期、特に0歳の時は右も左も分からない状態だったので、とにかく話し相手が欲しかった。親子で参加できるイベントを実施してくれることで参加できたことにすごく助けられた。そう思っている人はたくさんいると思う。ぜひ、これからもそういったイベントを行って欲しい。そして、そんな機会を提供している団体を応援して欲しいと思う。	現在福岡市では、孤立しがちな乳幼児親子の子育て不安の軽減、子育てしやすい環境づくりの充実などを目指し、乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる、子どもプラザを市内14カ所で開設しており、絵本の読み聞かせや親子遊び等を行っております。 また、公民館等を中心に、136の小学校区（平成26年6月時点）で、地域の見守りのもと、子育て中の親子が気軽に集い交流できる子育て交流サロンが開設されております。

87	<p>子どもプラザの設置個所を増やさず、利用人数を増やすのは無理がある。小さな場所でもいいので、施設を増やしてほしい。</p>	<p>子どもプラザの欄に、見込み12,000→41,000名、確保方法14→14か所とあるが。施設は増えないが、利用者の人数を増やすということだろうか。</p> <p>現在、城南区子どもプラザでは、平均70名の利用があり、単純に4倍近くの利用が増えると、施設内に親子が入れる余裕は無くなり、そんな場所に人は集まらないし、消防法から見ても無理がある。親子が安心して過ごす場所にはなれない。厚労省は中学校区に一つずつの子育て支援拠点を設置するという目標を掲げている。福岡市の出生率は増えている。0歳児の子どもを育てている家庭内保育は、8割以上を占めている。核家族にとって、気軽に育児について相談できる場所、一日を過ごせる場所が近くにないと、悩みも多くなったり、虐待につながってしまう事もある。遠くへ小さな赤ちゃんを連れて出かけるのはとても無理がある。小さな場所でも良いので、施設を増やすことはできないのだろうか。</p>	<p>子どもプラザについては、高い利用希望が見込まれておりますが、まずは既存の子どもプラザの利用率向上に向けた取り組みを検討していきたいと考えております。</p>
88	<p>小学校低学年の放課後の居場所づくりに取り組んでほしい。</p>	<p>小学校低学年の放課後の居場所作り。（わいわい広場は現在曜日指定なので、いつでも参加出来る様に毎日開催して欲しい）</p> <p>パートに出る母親の増加、学童には入る要件が足りない。下校後に遊ぶにしても5時間、6時間授業だから、家に帰ってから遊ぶにしても時間が足りない。帰宅せず、毎日遊んで帰ることが出来たら安心できる。</p>	<p>わいわい広場の実施回数につきましては、平成20年度から平成22年度にかけて実施したモデル事業や有識者を含めた検討・提案会議の意見を踏まえ、週3回以上を目途に各校の実情にあわせて、地域、保護者、学校関係者で構成する運営協議会にもご意見をいただきながら決定しております。今後も関係者との連携・調整を図りながら、わいわい広場の充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
89	<p>子どもの自転車レーンを整備してほしい。</p>	<p>子どもの自転車のレーンを作してほしい。博多区は子ども達が自転車で移動するには車も多く危険な箇所が多い。部活動の移動でもヘルメットをかぶっていても、通行可能な道を整備して欲しい。</p>	<p>本市では、歩行者や自転車利用者の安全性を高めるため、平成26年3月に、「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画」を策定し、この計画を基に、原則、車道部での自転車レーンや路肩のカラー化を整備することとしております。</p> <p>一方で、車道部における整備が困難な場合は、歩道部において、歩行者と自転車利用者の分離を図ることとしております。</p> <p>また、通行ルールとしましては、自転車は、車両であることから、原則車道通行となっておりますが、13歳未満、70歳以上の方や、身体の不自由な方は歩道の通行が可能となりますので、安全な速度とルールにより、利用していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>

90	<p>交通事故のない安全、安心なまちにするためには、大人の心に余裕が必要。一人ひとりが温かい気持ちと人を大切に作る心のゆとりを作れる福岡市であってほしい。</p>	<p>私の4番目の子どもが3年前に大きな交差点で大型トラックに轢かれてしまった。命に係わる事故だったが、今は奇跡的な回復をしてきて、以前と変わらず学校に通っている。その時の行政の方の素早い取り組みに涙が出るほどに感謝できない。事故から今もずっと朝は地域の方が見守りで立ってくれている。もう二度と繰り返してはほしくない。ドライバーは人の命がかかっていることを忘れてはいけない。歩行者に目を向けてほしい。横断歩道を我先にと横切らないでほしい。大人も子どもも仕事量の多さ、睡眠不足、人とも繋がり、先への不安から日頃時間に追われる。だから事故は続く。安全で安心がほしい。子どもは大人の笑顔、優しさ、温かさに守られ育っていく。私たち大人が心に余裕がなければ子どもは元気に育たない。大人のケアに力を注ぐことも重要ではないか？「いってらっしゃい」と送り出したら、「おかえり」と笑顔で迎えたい。一人一人が温かい気持ちと人を大切にできる心のゆとりを作っていける福岡市であってほしい。笑顔がいっぱい広がれば幸せだ。</p>	<p>福岡市では四季の交通安全運動をはじめ、幼児から高齢者まで各年齢に応じた交通安全教育など、警察や交通事業者、地域などと連携をして、交通安全意識の高揚を図っております。今後とも関係機関と連携しながら、交通安全啓発に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>また、交通安全事業の中でも、通学路の歩車分離につきましては、児童・生徒の安全な通行確保の観点から、重要な整備であると認識しており、今後も引き続き、通学路の歩車分離について重点的に取り組んでまいります。</p>
----	---	---	--

●その他

番号	意見要旨	意見内容（要約）	市の考え方
91	<p>注釈の追加（提供区域）</p>	<p>“提供区域”についての（注）を付けた方が分かりやすいのではないのでしょうか？例えばP33※参照</p>	<p>【別表】教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧（P 59、P 60）の表題に提供区域の説明を追加いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育のみ」に係る提供区域別一覧（提供区域は行政区） ・「保育の必要性あり」に係る提供区域別一覧（提供区域は31区域）